**平成２７年（フ）第５３号**
鹿児島県奄美市笠利町大字須野89番地
債務者　川見　迪夫
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２７年（フ）第１０号**
北海道留萌市南町４丁目115番地の39
債務者　渡邊　　勇
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２７年（フ）第４４号**
兵庫県南あわじ市福良甲232番地
債務者　土居　智加
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２７年（フ）第６８号**
岩手県北上市和賀町藤根13地割５番地４
債務者　橋本　厚治
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２７年（フ）第５６号**
宮城県栗原市鶯沢北郷堰根100番地　市営堰根住宅８号
債務者　松田　　薫
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２７年（フ）第６２号**
宮城県大崎市古川穂波８丁目13番64号　カーサ・ヨネクラ202号
債務者　伊東　　歩
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２７年（フ）第５７号**
福島県須賀川市茶畑町15番地７　パーシモン茶畑301号
債務者　吉田　泰之
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第６７号**
福島県郡山市備前舘２丁目94番地　シモンハイム105号
債務者　圓谷　理恵
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第１０３号**
富山市赤田740番地１　プラムビレッジＡ棟103号
債務者　田中美智代（旧姓寳田）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２３号**
福井県小浜市青井第19号８番地の36
債務者　千田　　守
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２７年（フ）第２８３号**
千葉県我孫子市中峠3067番地の２
債務者　松本由起子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第３０３号**
千葉県松戸市小山52番地　エステート52―102号
債務者　田村　康弘
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第３２７号**
千葉県柏市豊四季352番地の７　マイキャッスル柏豊四季308号
債務者　土戸　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第３３６号**
千葉県野田市木間ケ瀬1547番地37
債務者　渡辺　匡美
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第３４０号**
千葉県柏市花野井1160番地の172
債務者　関口　美子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第３８５号**
千葉県野田市上花輪627番地
債務者　越後谷忠一
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５１３号**
神戸市垂水区本多聞１丁目11番６―105号、事業所の所在地神戸市垂水区清水が丘３丁目５番14―102
債務者　ピンクノーズこと　古城　哲郎
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部